第14号様式（第８条関係）

（その１）

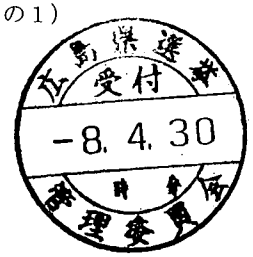

収　支　報　告　書

（令和　7　年分）

（ふりがな）

1. 政治団体の名称　呉市民と未来を考える会

2. 主たる事務所の所在地　広島県呉市広白岳5丁目4番8号 1階

3. 代表者の氏名　槇田　丈洋

4. 会計責任者の氏名　幸田　梓

事務担当者の氏名　幸田　梓

（電話）　080-1904-4780

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 特定パーティー開催団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有　　現職・候補者等
公職の種類
届出者氏名
☑ 無

資金管理団体の指定の期間
令和　7　年　8　月　1　日　から
令和　7　年　12　月　31　日　まで

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号
☐ 政治資金規正法第19条の16の３第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
公職の種類　衆・参議院議員　現職・候補者等
公職の候補者氏名

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和　年　月　日　から
令和　年　月　日　まで

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
3 0 1 7 0 0		有・(無)	有・(無)

（その２）

収　　支　　の　　状　　況

１．収支の総括表

	十億	百万	千	円
（１）収入総額　　（①＋②）				
①（前年からの繰越額）				0
②（本年の収入額）		3	600	000
（２）支出総額		3	566	760
（３）翌年への繰越額　　（(1)－(2)）			33	240

２．収入項目別金額の内訳

	金額			員数		
	百万	千	円	百万	千	人
（１）個人の負担する党費又は会費			0			0

| （２）寄附 | | | |

（その７）

（７）寄附の内訳													寄附者の区分	個　　人	
	寄附者の氏名	金　　額											年月日	住　　所	職　　業	備考
				十億			百万		千			円				
	海生　知亮					1	5	0	0	0	0	0	R7.12.26	広島県呉市阿賀中央6丁目5-3	会社役員	
	奥原　祥司					1	5	0	0	0	0	0	R7.9.1	広島県呉市清水1-7-14	会社役員	
	槇田　丈洋						6	0	0	0	0	0	R7.12.10	広島県呉市広白岳5丁目4番8号	会社役員	
この頁の小計						3	6	0	0	0	0	0				
その他の寄附												0				
合　　計						3	6	0	0	0	0	0				

※　同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載すること。

（その１３）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項　　目	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
1　経常経費													
（１）人件費												0	
（２）光熱水費												0	
（３）備品・消耗品費												0	
（４）事務所費												0	
小　計（(1)～(4)）												0	
2　政治活動費													
（１）組織活動費													
（２）選挙関係費													
（３）機関紙誌の発行その他の事業費						3	5	6	6	7		0	
ア　機関紙誌の発行事業費												0	
イ　宣伝事業費						3	3	5	3	6	1	6	
ウ　政治資金パーティー開催事業費												0	
エ　その他の事業費							2	1	3	1	4	4	
（４）調査研究費												0	
（５）寄附・交付金												0	
（６）その他の経費												0	
小　計（(1)～(6)）						3	5	6	6	7	6	0	
合　　計						3	5	6	6	7	6	0	※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で（　）書すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳													項目別区分	宣伝事業費　（　）		
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
政治活動用ポスター							6	5	4	5	0	0	R7.9.26	publico.株式会社	広島県広島市中区十日市町2丁目1番15号	
政治活動用ポスター							6	3	9	6	5	0	R.7.11.28	株式会社フラクトス	広島県広島市中区南千田東町1-6-201	
政治活動用ポスター							5	2	2	5	0	0	R.7.11.28	株式会社フラクトス	広島県広島市中区南千田東町1-6-201	
政治活動用ビラ							1	1	4	6	7	5	R.7.11.28	株式会社フラクトス	広島県広島市中区南千田東町1-6-201	
広報車							4	5	8	0	4	0	R7.12.26	ニッポンレンタカー中国株式会社	広島県広島市南区荒神町3-14	
広報車用看板							1	7	5	2	3	0	R7.12.26	株式会社COMPASS	広島県呉市三条2丁目15-20-201	
ビラポスティング							2	6	3	5	1	6	R7.12.26	株式会社COMPASS	広島県呉市三条2丁目15-20-201	
Instagram広告							5	2	5	5	0	5	R7.12.26	株式会社COMPASS	広島県呉市三条2丁目15-20-201	
この頁の小計						3	3	5	3	6	1	6				
その他の支出												0				
合　　計						3	3	5	3	6	1	6				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し、５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１５）

（３）政治活動費の内訳													項目別区分	行事費　（　　）		
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
タウンミーテイング会場費			十億			百万	2	1	千 3	1	4	円 4	R7.11.14	株式会社総合センター	広島県呉市西中央2丁目2-12	
この頁の小計							2	1	3	1	4	4				
その他の支出												0				
合　　計							2	1	3	1	4	4				

※　５万円以上の（国会議員関係政治団体は１万円を超える）支出はすべて個別に記載し、５万円未満（国会議員関係政治団体は１万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。

※　「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

（その１７）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金及び通常貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☑	

（その２０）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書　（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書　（国会議員関係政治団体に限る。）

4　確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　4　月　24　日

政治団体の名称　呉市民と未来を考える会

会計責任者の氏名　幸田　梓

代表者の氏名（解散時のみ）　　㊞

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。